

北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第1項に基づき、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり報告します。

令和5年4月27日

北海道知事 鈴木直道

1 苦情申立ての状況

令和5年1月1日から令和5年3月31日までの苦情申立ては6件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対象機関	苦情件数	申立人	
		個人	法人等
知事	6	6	0
総務部	2	2	0
総合政策部	1	1	0
環境生活部	0	0	0
保健福祉部	1	1	0
経済部	0	0	0
農政部	2	2	0
水産林務部	0	0	0
建設部	0	0	0
出納局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
小計	6	6	0
道の機関以外	0	0	0
合計	6	6	0

(注)

- ・知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。
- ・対象機関が2以上の場合は、申立事項の主となる機関に計上。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	2	公文書開示請求等に対する職員の対応等について 審査請求に対する事務処理の遅滞について
総 合 政 策 部 保 健 福 祉 部	1	職員の電話対応について
保 健 福 祉 部	1	精神障害者保健福祉手帳交付について
農 政 部	2	区分地上権設定契約の解消等について
		農業振興地域整備計画変更協議等について

- 2 苦情申立ての処理状況
苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情申立ての処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	4(※1)
審査をすることができない事案	1
審査を中止した事案	1(※2)
審査中の事案	2
制度の対象外となった事案	0
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	2
合 計	10

(※1)うち1件は令和4年度第2四半期、2件は令和4年度第3四半期からの継続分である。
(※2)令和4年度第3四半期からの継続分である。

- 3 苦情審査結果の内訳
審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数
是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	0
制度の改善を求める意見の表明をしたもの	0
申立ての趣旨に沿ったもの	0
申立ての趣旨に一部沿ったもの	2
道の機関の行為に不備がないもの	2
合 計	4

- 4 勧告及び意見表明の状況
勧告及び意見表明したものはない。